

## 1 環境問題の推移

## ■ 公害対策の展開

本県では、昭和30年～40年代の高度経済成長期において、瀬戸内海沿岸を中心に、大気汚染や水質汚濁などの産業公害や、開発に伴う自然環境の破壊が進行し、大きな社会問題となりました。こうした問題に対処するため、国による各種の公害関係法の制定とあいまって、本県においても、「公害防止条例」や「自然環境保全条例」などを制定し、これらに基づく施策を推進してきました。

その結果、事業者や県民、国、県及び市町村の努力によって、激甚な公害の克服や優れた自然環境の保全について、一定の成果をあげることができました。

## ■ 公害問題から環境問題へ

この間、経済成長に伴う都市化の進展や、生活様式の変化による大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会経済システムが定着し、自動車交通公害、生活排水等による水質汚濁などの都市・生活型公害、廃棄物排出量の増大など、現在も対応が続いている環境問題が発生してきました。また、近年では、地球温暖化やオゾン層の破壊、野生生物種の減少、酸性雨など、地球的規模の環境問題が深刻化しています。

こうした問題に対処するため、本県では環境の保全に関する基本理念、県民・事業者・行政の責務や施策の基本となる事項を定めた「環境基本条例」を平成7年3月に制定するとともに、平成9年3月には、同条例に基づく「環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。

その後、海砂利採取問題を契機とした瀬戸内海の総合的な環境保全対策や、びんごエコタウン構想の推進、一般廃棄物を利用したRDF発電事業などに取り組んできましたが、地球温暖化の進行、廃棄物最終処分場のひっ迫、ダイオキシン類等の有害化学物質問題やアスベスト問題、ツキノワグマなどの野生生物の保護・管理、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進、グリーン購入や環境学習など、新たな取組を要する問題も多く、また、中国の深刻な大気汚染によるPM2.5等の越境汚染問題が生じており、引き続き、社会状況の変化に対応した施策を適切に推進していくことが求められています。

## ■ 国の動向

国では、『循環型社会』の構築に向け、平成12年6月、その基本理念を定めた「循環型社会形成推進基本法」が制定され、さらに、個別のリサイクルを進めるため、リサイクル関係各法<sup>※1</sup>の制定・改正が行われてきました。平成25年4月には、有用金属の回収、使用済み小型家電のリサイクルを推進するため「小型家電リサイクル法」<sup>※2</sup>が施行され、リサイクルを推進する体制が整備されています。

また、「廃棄物処理法」<sup>※3</sup>の改正により規制が強化されており、有害物質の対策として、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「P C B廃棄物特別措置法」<sup>※4</sup>が制定されています。アスベスト対策及び事業者の自主的な公害防止の取組促進のための「大気汚染防止法」等の改正や、汚染土壤の適正処理の推進のための「土壤汚染対策法」の改正が行われたほか、瀬戸内海などの閉鎖性海域を対象とした水質総量規制が実施されています。

地球温暖化問題については、東日本大震災を契機としたエネルギー政策の見直しが行われる中、電力固定価格買取制度（FIT）の導入等により、再生可能エネルギーの導入が積極的に推進されています。

また、平成 27 年 7 月に、地球温暖化対策推進本部において、2030（平成 42）年度に 2013 年度比マイナス 26.0% の水準とする新たな温室効果ガスの削減目標が決定されたことから、同年 12 月の COP21 において採択された国際的な合意である「<sup>※5</sup>パリ協定」も踏まえ、この削減目標の達成に向けた「地球温暖化対策推進法」に基づく地球温暖化対策計画が平成 28 年 5 月に策定されています。

生物多様性の保全については、損なわれた生態系や自然環境の回復を目的とした「自然再生推進法」、生物多様性の確保に寄与することが盛り込まれた「自然公園法」や「自然環境保全法」、外来種による生態系等の被害を防ぐための「外来生物法」<sup>※6</sup>、生物の多様性を守るための「生物多様性基本法」のほか、鳥獣の保護・管理を進め、生物多様性と生活環境などとの調和を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」などが制定・改正されています。

また、持続可能な社会を構築するための基盤として、「環境教育等促進法」に基づき、従来の体験学習を中心とした環境教育に加え、幅広い実践的人材づくりへと発展させるための施策が行われています。<sup>※7</sup>

※1 リサイクル関係各法：容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）、食品リサイクル法（食品循環資源の再利用等の促進に関する法律）、建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）、自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）※2 小型家電リサイクル法：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、※3 废棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、※4 PCB廃棄物特別措置法：ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、※5 地球温暖化対策推進法：地球温暖化対策の推進に関する法律、※6 外来生物法：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、※7 環境教育等促進法：環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

## 2 環境政策の方向性

## ■ 環境にやさしい広島づくりと次代への継承

今日の環境問題の多くは、私たちの日常生活や通常の事業活動に起因しています。その背景として、私たちは、科学技術の飛躍的な進歩や経済の発展により、資源やエネルギーを大量に消費しながら、便利で豊かな生活を享受してきました。こうした生活様式や、これを支える社会経済システムが、廃棄物問題、地球温暖化などの様々な環境問題の原因となっていることを理解しなければなりません。

これらの問題は、対策を講じないまま放置すれば、問題がさらに深刻化するとともに、解決が一層困難となり、ひいては人類の生存基盤を脅かすことになります。

今、私たちがなすべきことは、私たちの社会を持続可能なものに変えていくことです。地球環境への負荷を減らし、電気、ガスなどのエネルギーの節約やごみの減量化・再資源化に取り組むなど、私たち一人ひとりのライフスタイルや事業活動のあり方を見直して、本県の優れた自然環境や生物多様性を保全し、次代に継承していく必要があります。

## ■ 環境政策の新たな展開

環境問題の変化に適切に対応して持続可能な社会づくりを進めるためには、規制的手法に替わる政策手法の導入や、環境配慮の仕組みづくり、環境学習の支援や、環境情報の提供など、多様な政策を組み合わせて、相乗的效果を發揮させることが重要になっています。

こうした取組の一つとして、本県では経済的手法を導入することとし、平成15年度に「産業廃棄物埋立税」を、平成19年度には「森づくり県民税」を導入し、その税収をリサイクル関連施策や温暖化防止対策の一つである森林整備等に充てています。

また、平成24年7月からの電力固定価格買取制度（FIT）を活用し、本県の地域特性や強みを生かした「太陽光発電」、「木質バイオマス発電」、「小水力発電」を重点分野として、再生可能エネルギーの普及を推進しています。

さらに、平成27年度には本県の環境政策の基盤となる「第4次環境基本計画」(H28~32年度)及び「第4次廃棄物処理計画」(H28~32年度)を策定し、県民・事業者・行政のすべての主体が協働して、環境基本計画の基本理念である「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」の実現に向けた、様々な取組を行っています。

また、毎月第一土曜日の「ひろしま環境の日」に皆で取り組む「一斉行動」として、エコドライブなどの呼びかけを行っています。

## ■ 今後の取組

#### 「第4次環境基本計画」等各計画に基づいて

- ・ 環境への負荷の少ない持続可能な地域社会づくり
  - ・ 本県の地域特性や強みを生かした施策の展開
  - ・ 地域課題の解決に資する環境施策による「環境・経済・社会」の統合的向上

の3つのポイントを考慮し、第3次環境基本計画から継承した【低炭素社会の構築】、【循環型社会の実現】、【地域環境の保全】、【生物多様性の保全】、【人づくり・仕組みづくり】の5つの施策とともに、地域課題の解決にも役立つという付加価値を持たせた環境施策に取り組むこととしています。

また、国の地球温暖化対策計画等を踏まえた、本県の温暖化対策施策を推進します。

## 環境行政の変遷

年代	経済状況	時代のキーワード	GDP 経済成長率	環境問題 の推移	国の環境行政の変遷				【社会経済システム】	
					環境保全	自然との共生	廃棄物・リサイクル	地球環境保全		
1965	神武景気 岩戸景気 初全総	経済的自立 完全雇用 所得倍増	33兆円	産業公害	自然公園法(S32)	化製場法(S23)			県立自然公園条例(S34.10公布・S34.11施行)	広島県の環境政策
(S40)	いざなぎ景気  新全総  日本列島改造 第1次石油ショック	公害問題  均衡ある日本建設  国民福祉の充実 環境庁発足 国際協調の推進	15.4%		公害対策基本法(S42)⇒廃止(H5) 大気汚染防止法(S43) 騒音規制法(S43) 水質汚濁防止法(S45) 公害罪法(S45) 公害紛争処理法(S45) 悪臭防止法(S46) 公害防止組織整備法(S46) 公害健康被害補償法(S48)	公害防止事業費事業者負担法(S45) 公害財特法(H46) 自然環境保全法(S47) 瀬戸内海環境保全臨時措置法(S48)	廃棄物処理法(H45) 海洋汚染防止法(H45)		※PCB問題	大量生産・大量消費・大量廃棄型社会
1975			148兆円	都市生活型公害	振動規制法(S51)	瀬戸内海環境保全特別措置法(S53) ※瀬戸内海環境保全基本計画(S53)	合特法(S50)		自然公園施設設置管理条例(S51.3公布・S51.4施行)	広島県の環境政策
(S50)	3全総 第2次石油ショック  相次ぐ経済対策	安定成長への移行 国民生活の質的向上	9.0%		湖沼水質保全特措法(S59)		省エネルギー法(S54) 浄化槽法(S58)		自然海浜保全条例(S55.3公布・S55.5施行) ※第1次水質総量削減計画(S55.3) ※瀬戸内海環境保全県計画(S56.7) 化製場法施行条例(S59.6公布・S59.10施行)	大量生産・大量消費・大量廃棄型社会
1985			320兆円	地球環境問題	自動車NOX特措法(H4)	野生生物種保存法(H4)	資源有効利用促進法(H3) 有害廃棄物輸出入規制法(H4) 気候変動枠組み条約(H6)	オゾン層保護法(S63)	浄化槽保守点検業者登録条例(S60.7公布・S60.10施行)	意識・システム改革
(S60)	プラザ合意 4全総  消費税(3%)導入 バブル崩壊 相次ぐ経済対策	多極分散 豊かさ実感  安心できる社会 地球サミット	6.3%		※第1次環境基本計画(H6)				環境保全基金条例(H2.3公布・施行) みどり景観基金条例(H3.3公布・H3.4施行) ふるさと広島景観保全創造条例(H3.3公布・施行) 野生生物種保護条例(H6.3公布・H7.1施行) 環境審議会条例(H6.7公布・H6.8施行) 環境基本条例(H7.3公布・施行)	意識・システム改革
1995			456兆円	資源循環・廃棄物問題		環境影響評価法(H9)	容器包装リサイクル法(H7) 家電リサイクル法(H10)	※酸性雨問題 ※京都議定書採抲(H9) 地球温暖化対策推進法(H10)	※有害大気汚染物質対策 ※ダイオキシン類対策 ※環境ホルモン調査 PRTR法(H11) ダイオキシン類対策特措法(H11)	資源エネルギー循環・地球環境重視型社会
(H7)	消費税率5% 5全総 相次ぐ経済対策	携帯電話普及 規制緩和 ナホトカ号重油流出事故 温暖化防止京都会議 環境ホルモン	2.7%						※不法投棄バトル・110番 ※第1次環境基本計画(H9.3) ※海砂採取禁止(H10.2) ※一般廃棄物広域処理計画(H10.7) 環境影響評価条例(H10.10公布・H11.6施行) ※びんごエコタウン構想(H12.3) ※第1次地球温暖化対策実行計画(H12.3)	資源エネルギー循環・地球環境重視型社会
2000		世界人口60億人突破	475兆円	有害化学物質問題	※第2次環境基本計画(H12)	※瀬戸内海環境保全基本計画改定(H12) 土壤汚染対策法(H14) 環境保全活動・環境教育推進法(H15) (※H23題名変更)	グリーン購入法(H12) 食品リサイクル法(H12) 建設リサイクル法(H12) 循環型社会形成推進基本法(H12) 自動車リサイクル法(H14) 自然再生推進法(H14) 鳥獣保護法(H14, 全部改正) 外来生物法(H16) 景観法(H16)	※京都議定書採抲(H13) RPS法(H14) ※京都議定書発効(H17)	PCB廃棄物特別措置法(H13) ※瀬戸内海環境保全・創造プラン(H13.3) ※びんごエコタウン実行計画(H14.3) ※瀬戸内海環境保全県計画改定(H14.7) 産業廃棄物埋立税条例(H14.7公布・H15.4施行) ※第2次環境基本計画(H15.3) ※第1次廃棄物処理計画(H15.3) 生活環境保全条例(H15.10公布・施行) ※地球温暖化防止地域計画(H16.3) ※RDF発電事業(福山リサイクル発電施設)操業開始(H16.4)	資源エネルギー循環・地球環境重視型社会
(H12)	物価下落継続  日本郵政公社発足	中央省庁再編  就職氷河期	2.0%		※第3次環境基本計画(H18)	生物多様性基本法(H20)	容器包装リサイクル法改正(H18) 食品リサイクル法改正(H19)	※京都議定書第一約束期間(H20~24) 地球温暖化対策推進法改正(H20) ※低炭素社会づくり行動計画(H20)		資源エネルギー循環・地球環境重視型社会
2005			504兆円	有害化学物質問題	※第3次環境基本計画(H18) 大気汚染防止法改正(H18) 土壤汚染対策法改正(H21)			※第6次水質総量削減計画(H19.6) 産業廃棄物埋立税条例改正(H19.10公布 H20.3施行) ※第2次廃棄物処理計画(H19.12) ※ボリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(H20.3) ※瀬戸内海環境保全県計画改定(H20.6)	資源エネルギー循環・地球環境重視型社会	
(H17)	日本郵政グループ発足 原油価格上昇 経済危機対策	少子高齢化 人口減少 北海道洞爺湖サミット リーマンショック	1.9%		大気汚染防止法、水質汚濁防止法改正(H22) 環境教育等による環境保全の取組の促進 に関する法律(H23) ※第4次環境基本計画(H24)	自然公園法・自然環境保全法改正(H22) 環境影響評価法改正(H23) 放射性物質汚染対処特措法(H23) 小型家電リサイクル法(H24)	鳥獣保護管理法改正(H26)	地球温暖化対策推進法改正(H25) フロン排出抑制法改正(H25)	自然公園条例・自然環境保全条例改正(H22.3公布 H22.10施行) ※第3次環境基本計画(H23.3) ※第2次地球温暖化防止地域計画(H23.3) ※第3次廃棄物処理計画(H23.3) ※第7次水質総量削減計画(H24.1) 産業廃棄物埋立税条例改正(H24.10公布 H25.3施行) ※生物多様性広島戦略(H25.3)	資源エネルギー循環・地球環境重視型社会
2010		東日本大震災 福島第1原子力発電所事故 アベノミクス 消費税率8%	3.5%		水循環基本法(H26)	瀬戸内海環境保全特別措置法改正(H27) ※瀬戸内海環境保全基本計画改定(H27)	※パリ協定採抲(H27) 地球温暖化対策推進法改正(H28)	※保管PCBの処理 ※アスベスト対策	※第4次環境基本計画(H28.3) ※第4次廃棄物処理計画(H28.3)	資源エネルギー循環・地球環境重視型社会
(H27)		COP21(気候変動枠組)	0.8%		※PM2.5、オキシダント対策	※適切な鳥獣の保護・管理	※循環型社会と低炭素社会の一体的実現 ※最終処分場の計画的確保	※CO2削減 ※再生可能エネルギーの導入促進 ※地球温暖化適応策の検討		資源エネルギー循環・地球環境重視型社会
		【今後の課題等】								